

山梨県公報

号外第六十四号

平成十五年

十月二十八日

火 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 一 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者……………
- 一 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者……………
- 一 最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及びその職務を代理すべき者……………
- 一 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………
- 一 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………
- 一 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時……………
- 一 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 一 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 一 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 一 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………
- 一 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 一 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………
- 一 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(三件)……………
- 一 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時(三件)……………
- 一 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時……………

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第八十五号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
山梨県 第一区	南巨摩郡増穂町青柳町九〇五番地の二	石澤 道夫	甲府市富士見二丁目一四番一―号	今村 修
山梨県 第二区	甲府市北新二丁目三番八号	神宮寺英雄	甲府市南口町六番一―号	上野 健
山梨県 第三区	北都留郡上野原町桐原八六一番地	山口 創生	東八代郡石和町川中島一―四四番地の二	古屋 明

山梨県選挙管理委員会告示第八十六号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙分会名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
甲府市中央二丁目七番一―五号	新海 治夫	甲府市富士見二丁目一四番一―号	今村 修	

山梨県選挙管理委員会告示第八十七号

平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

審査分会名	住 所	氏 名	住 所	氏 名
住 所	氏 名	住 所	氏 名	

南巨摩郡増穂町青柳町 九〇五番地の二	石澤道夫	甲府市南口町六番一 号	上野健
-----------------------	------	----------------	-----

山梨県選挙管理委員会告示第八十八号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における各選挙区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

選挙区名	場 所	日 時
山梨県第一区	甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁	平成十五年十一月十一日 午前九時三十分
山梨県第二区	甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁	平成十五年十一月十一日 午前九時五十分
山梨県第三区	甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁	平成十五年十一月十一日 午前十時十分

山梨県選挙管理委員会告示第八十九号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- 一 場 所 甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日 時 平成十五年十一月十一日 午前十時三十分

山梨県選挙管理委員会告示第九十号

平成十五年十一月九日執行の最高裁判所裁判官国民審査の山梨県における審査分会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- 一 場 所 甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日 時 平成十五年十一月十一日 午前十時五十分

山梨県選挙管理委員会告示第九十一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第六十五号）第十四条第一項の規定により、山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- 一 日 時 平成十五年十月二十八日 午後五時三十分
- 二 場 所 甲府市丸の内二丁目六番一号
山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第九十二号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- 一 日 時 平成十五年十月二十八日 午後六時
- 二 場 所 甲府市丸の内二丁目六番一号
山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第九十三号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙公報の発行について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第五項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

- 一 日 時 平成十五年十月三十一日 午後五時三十分

二場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号
山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第九十四号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県の各選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

ポスターを掲示することができる日 平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会告示第九十五号

平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定による投票所内の投票の記載をする場所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

一 日 時 平成十五年十月二十八日 午後六時三十分

二 場 所 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

山梨県選挙管理委員会告示第九十六号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による山梨県における各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

山梨県第一区 二千二百四十三万四四百円

山梨県第二区 二千二百六十七万二百円
山梨県第三区 二千二百七十七万九千四百円

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第一区選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区

選挙 長 石 澤 道 夫

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

（ただし、平成十五年十月二十八日、午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館六階会議室とする。）

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区選挙長告示第一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第二区選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区

選挙 長 神 宮 寺 英 雄

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

（ただし、平成十五年十月二十八日、午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館六階会議室とする。）

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区選挙長告示第一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における山梨県第三区選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区

選挙 長 山 口 創 生

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

（ただし、平成十五年十月二十八日、午前八時三十分から正午までに限り、甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館四階会議室とする。）

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区選挙長告示第二号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第一区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第一区

選挙長 石澤道夫

一 場所 甲府市丸の内二丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

二 日時 平成十五年十一月六日 午後五時三十分

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区選挙長告示第一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第二区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第二区

選挙長 神宮寺英雄

一 場所 甲府市丸の内二丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

二 日時 平成十五年十一月六日 午後六時

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区選挙長告示第一号

平成十五年十一月九日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の山梨県第三区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙山梨県第三区

選挙長 山口創生

一 場所 甲府市丸の内二丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

二 日時 平成十五年十一月六日 午後六時三十分

衆議院比例代表選出議員選挙山梨県選挙分会長告示第一号
平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により山梨県における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成十五年十月二十八日

衆議院比例代表選出議員選挙

山梨県選挙分会長 新海治夫

一 場所 甲府市丸の内二丁目六番一号

山梨県庁本館四階会議室

二 日時 平成十五年十一月六日 午後七時